

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表

京都市では、市民や観光旅行者等の皆様にとって安心・安全なまちづくりの推進等を目的として、平成27年4月から「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

この度、本市の度重なる指導及び勧告にもかかわらず、繰り返し「客引き行為等禁止区域（以下、「禁止区域」という。）」において客引き行為等を行い、又は行わせ、条例第11条の規定による命令に違反した者について、条例第18条の規定により、公表します。

また、条例第11条の規定による命令に違反した者は、条例第21条第1号の規定により、過料に処される対象となります。

1 株式会社^{にすと}N i s t（代表取締役 ^{そうだ いっぺい}左右田 一平）

(1) 主たる事務所の所在地

京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町406番地グリントランドビル4階

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「とりしげ」

京都市中京区北車屋町267-1 b a l 北ビル1F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和6年4月27日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年5月8日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年11月8日午後8時21分頃、京都市中京区木屋町通材木橋下る東側歩道上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和5年11月25日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、令和6年2月2日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

2 ^{いまえ}今江 ^{はると}晴飛

(1) 住所

滋賀県守山市笠原町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

京都市中京区山崎町 2 3 6 - 2 ルミエールド三条 3 階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和 6 年 9 月 2 1 日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年 1 0 月 2 日付けで条例第 1 1 条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年 1 1 月 1 2 日午後 5 時 4 4 分頃、京都市中京区西木屋町通山崎橋下る路上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和 6 年 2 月 2 3 日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第 1 0 条第 1 項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年 6 月 2 9 日に同条第 2 項の規定による勧告を受けていた。

3 株式会社レイズ（代表取締役 ^{よしかわ}吉川 ^{だいき}大輝）

(1) 主たる事務所の所在地

名古屋市中村区則武一丁目 7 番 1 3 号 T' s D r e a m 4 0 3 号

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「炭火庵」 ※公表日現在、閉店

京都市下京区真苧屋町 2 1 0 番地 K - U P 七条ビル 2 階

「うぐいす」

京都市下京区東塩小路町 5 4 4 - 2 O N ビル 1 F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和 6 年 1 0 月 1 8 日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年 1 0 月 2 5 日付けで条例第 1 1 条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年 1 2 月 3 日午後 8 時 1 2 分頃、京都市下京区塩小路通不明門上る路上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和6年8月27日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年10月4日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

4 ^{むらき}村木 ^{しょうた}勝太

(1) 住所

滋賀県大津市月輪二丁目

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「炭火庵」 ※公表日現在、閉店

京都市下京区真苧屋町210番地 K-UP七条ビル2階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和6年8月9日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年9月2日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年12月3日午後8時12分頃、京都市下京区塩小路通不明門上の路上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和6年7月9日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年7月26日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

5 ^{さと}里井 ^{あらた}新汰

(1) 住所

京都市左京区川端通二条下る孫橋町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

京都市中京区山崎町236-2 ルミエールド三条3階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和6年10月18日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年11月8日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の

内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年１２月４日午後５時４１分頃、京都市中京区木屋町通龍馬下る東側歩道上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和６年１０月９日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第１０条第１項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年１０月１６日に同条第２項の規定による勧告を受けていた。

6 うちだ けいと 内田 圭人

(1) 主たる事務所の所在地

京都府亀岡市南つつじヶ丘桜台５丁目

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

京都市中京区山崎町２３６－２ ルミエールド三条３階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和６年５月２５日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年６月２４日付けで条例第１１条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年１２月１１日午後５時３１分頃、京都市中京区木屋町通龍馬下る西側歩道上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和６年７月１日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第１０条第１項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年９月１２日に同条第２項の規定による勧告を受けていた。

<参 考>

京都市では、平成２７年４月に「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行し、禁止区域に指定した区域において条例に違反して客引き行為等を行い、又は行わせた者に対して、条例に基づく指導等を行っています。

なお、令和２年４月１日からは、公表範囲の拡大や両罰規定の新設等、取組の強化を図った改正条例を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

(参考) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例 (抄)

(客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止)

第9条 何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行かせた者に対し、その行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が客引き行為等禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(公表等)

第18条 市長は、第11条の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日から別に定める期間を経過した日(第21条において「経過日」という。)以後に当該命令に違反したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 次の店舗等の名称及び所在地

ア 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

イ 命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗等

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 経過日以後に第11条の規定による命令に違反した者